

学校法人芝浦工業大学卒業生評議員候補者選考規則

(目的)

第1条 芝浦工業大学校友会は、学校法人芝浦工業大学基本規定（寄付行為）第31条2項2号により学校法人芝浦工業大学に対し、卒業生評議員候補者（以下、「候補者」という。）を推薦する。この規則は推薦する候補者の選考にあたり、必要な事項を定める。

(候補者の資格)

第2条 学校法人芝浦工業大学(その法人の前身者が設置した学校を含む)の学部卒業した者、又は大学院修了が認定された者で、年齢満25歳以上の者は、候補者の資格を有する。ただし、選考期日及びその前6ヶ月の期間において、この法人の設置する学校に在学していた者、およびこの法人の教職員は、本条の候補者の資格を停止される。

(選考)

第3条 卒業生評議員は、芝浦工業大学校友会卒業生評議員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が候補者を推薦する。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は次の委員13名をもつて構成する。

- (1) 会長・副会長7名
 - (2) 監査役3名
 - (3) 常任幹事会議長1名
 - (4) 選挙管理委員長1名
 - (5) 事務局長1名
2. 選考委員会は公正に候補者を選考する。
 3. 選考委員会の委員長は会長とする。
 4. 選考委員会は2/3の出席で成立する。
 5. 選考委員会の議決は過半数を持って決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 6. 選考委員会の庶務は校友会本部事務局が担当する。

(選考期日の指定)

第5条 選考委員会は、卒業生評議員候補者の立候補期日を指定して、その期日の4か月前までに、これを卒業生に通知し、公示しなければならない。

(本部による候補者の推薦)

- 第6条** 芝浦工業大学校友会本部より校友会会長を候補者とする。(但し会長が辞任した時点で次期会長を候補者とする。)
2. 執行役員会の議事における議決にて推薦され、常任幹事会にて承認された者1名を候補者とする。
 3. 前項及び前々項の候補者の推薦は、「卒業生評議員候補者推薦書」(様式第1号)及び「所信表明書」(様式第2号)をもつて委員会にこれを届出なくてはならない。
 4. 前項の候補者の推薦者は執行役員会の構成員より選任することができる。

(支部による候補者の推薦)

第7条 支部規則第3条第1項に規定された支部(以下「支部」という)は、次条のブロック選考を経た後、卒業生評議員

候補者を推薦することができる。

2. 前項の候補者の推薦は、「卒業生評議員候補者推薦書」(様式第1号)及び「所信表明書」(様式第2号)をもつて委員会にこれを届出なくてはならない。

(ブロックによる選考)

第8条 前条の候補者の選考のため、支部をブロックに区分し、支部代表者による協議を行い、候補者締切日の前までに各ブロックの推薦候補者(以下「ブロック推薦者」という)を選考する。

2. 前項でいうブロック区分別定数は次のとおりとする。

ブロック区分	支部	推薦者定数
1. 北海道	北海道	1名
2. 東北	青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	1名
3. 関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川	2名
4. 東京	東京・多摩・海外	2名
5. 甲信越	新潟・長野・山梨	1名
6. 北陸	富山・石川・福井	1名
7. 東海	静岡・愛知・岐阜・三重	1名
8. 近畿	関西(滋賀・京都・和歌山・奈良・大阪・兵庫)	1名
9. 中国	鳥取・岡山・島根・広島・山口	1名
10. 四国	香川・徳島・愛媛・高知	1名
11. 九州沖縄	福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄	1名

(候補者の要件)

第9条 候補者は第2条の候補者であるとともに、何らかの形で校友会地域支部活動に関わってきたもの、或いはこれから関わるものとする。

(候補者名簿の作成)

第10条 選考委員会は、立候補期日締切後、前条の規定に従って推薦を受けたブロック推薦者につき、候補者名簿を作成する。

(候補者の確定)

第11条 選考委員会は、選考の結果、6名を候補者とし、更に第6条(本部による候補者の推薦)の規定により選出された者2名を加えた計8名を、芝浦工業大学校友会は、学校法人芝浦工業大学に卒業生評議員候補者として推薦する。

2. 選考委員会は、選考結果について、校友会のホームページ上で告示する。

(卒業生評議員の解任)

第12条 会則第29条により卒業生評議員である役員、あるいは役職者が解任された場合には芝浦工業大学校友会は学校法人芝浦工業大学に対して卒業生評議員の解任を求めることができる。

(欠員補充)

第13条 卒業生評議員に欠員を生じたときは、選考委員会の推薦を受け、芝浦工業大学校友会は学校法人芝浦工業大学に推薦する。

(選考細則)

第14条 卒業生評議員候補者の選考に関して、本規則に規定するもののほか、細則は、選考委員会が定める。

(規則の改廃)

第15条 本規則の改廃は選考委員会からの要請を受け執行役員会の提案により、常任幹事会が行う。なお、本規則を改廃した際には、直ちに学校法人芝浦工業大学に報告し、承認を得るものとする。

附則

1. この規則は平成29年4月1日から施行する。